

補助金等に関する行政評価・監視 - 利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金を中心として 結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

- 【調査の実施時期等】 実施時期：平成11年12月～13年10月
調査対象機関：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省
- 【勧告日及び勧告先】 平成13年10月19日。総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び環境省に対し勧告
- 【回答年月日】 総務省：平成14年10月28日、文部科学省：平成14年10月16日、農林水産省：平成14年10月23日
経済産業省：平成14年11月19日、環境省：平成14年11月6日

【行政評価・監視の背景事情等】

平成9年6月の衆議院本会議における平成7年度一般会計歳入歳出決算等に関する議決において、補助金の使用状況の的確な把握、補助目的の継続的有効性の点検の一層の充実、補助金の見直しの実施等が求められている。

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）において、政府は、補助金等の見直しを行うに当たっては、補助の効果をできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備することとされ、また、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）においても、各省庁は、国庫補助負担金の目的の達成状況、効果の実態調査等を適時に行い、これに基づき具体的な改善措置を講ずる仕組みを整備することとされている。

補助金等について、当省では、その整理合理化、事務手続の簡素化等を図る観点から、これまで数次にわたって府省横断的な調査を実施しており、近年においては、補助金等の執行の適正化等を図る観点から、施設の整備に対する補助金のうち民間団体等に交付するものを調査し、平成10年11月及び12年3月に勧告を行った。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、施設の整備に対する補助金を対象とした調査の一環として、補助金の効果的かつ効率的な使用及び補助事業の実施の透明性を確保する観点から、利用料金等を徴収する施設の整備に対して交付される補助金のうち交付件数が多いものについて、採択審査の実施状況、補助対象施設の利用状況、補助事業の目的の達成や効果等に関する評価の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したもの

（参考）調査対象補助金（目ベース）5省10補助金

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金

文部科学省：社会体育施設整備費補助金

農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、林業地域総合整備事業費補助、沿岸漁業構造改善事業費補助金

経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金

環境省：自然公園等整備費補助

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 補助事業の効果的な実施</p> <p>ア 補助事業の採択審査 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係省は、利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金の効果的かつ効率的な使用の確保を図る観点から、次の措置を講ずることが必要</p> <p>補助事業の採択において、施設の利用見込みを審査する仕組みを整備し、的確な利用見込みに基づく厳正な採択審査を行うこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">農林水産省：林業地域総合整備事業費補助</p> <p>施設の利用見込みを審査する仕組みにおいて、以下の措置を講じ、的確な利用見込みに基づく厳正な採択審査を行うこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">)整備される施設の種類に対応した的確な指標を用いた利用見込みを設定させるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">)補助事業が実施される地域の近隣地域における補助対象施設と同種又は類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を的確に踏まえた利用見込みを設定させるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金</p> <p style="padding-left: 2em;">農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金等4補助金</p> <p style="padding-left: 2em;">経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金等2補助金</p> <p style="padding-left: 2em;">環境省：自然公園等整備費補助</p> </div> <p>(説明)</p> <p>施設の利用見込みを審査する仕組みが整備されていないもの (農林水産省：林業地域総合整備事業費補助)</p> <p>施設の種類に対応した的確な指標(例えば、宿泊施設・簡易宿泊施設における利用室・棟数、地域産品販売施設における販売額)を用いた利用見込みを設定することとされていないもの、あるいはその設定が不十分なもの</p> <p>(総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事</p>	<p>(は、今回確認した改善措置事項である。)</p> <p>(林業地域総合整備事業費補助)</p> <p>調査途上における指摘を受けて事業実施要領等の改正(平成13年3月30日)を行い、事業計画における補助事業者の的確な利用見込みの設定及び近隣施設との関連性等について審査する仕組みを整備。今後は、これに基づき厳正な採択審査を実施予定</p> <p>また、平成14年度森林整備事業再編に伴い制定(14年3月29日)した「森林居住環境整備事業実施要領」においても、同趣旨を規定</p> <p>(過疎地域活性化施設整備事業費補助金)</p> <p>過疎地域活性化施設整備事業を再編した「地域間交流施設整備事業」に係る補助要綱(平成14年4月1日制定)において、施設の種類ごとに当該施設に対応した的確な利用見込みを設定させる仕組みを整備し、14年度採択事業から適用するとともに、調査途上における指摘を受けて本補助事業の補助要綱を改正(13年4月2日)し、施設の利用見込みについて、類似施設の利用状況等各種の指標を総合的に勘案して設定させるとともに、その際利用した資料を添付させる措置を実施</p> <p>(振興山村開発特別事業費補助金)</p> <p>調査途上における指摘を受けて事業実施要領を制定(平成13年3月30日)し、的確な指標を用い、かつ、需要動向を的確に踏まえた利用見込みを設定させる仕組みを整備するとともに、全国山村振興対策担当者会議(13年5月18日開催)等においてその趣旨を周知徹底</p> <p>(山村等振興対策事業費補助金)</p> <p>勧告内容を踏まえた指導通知を発出(平成14年3月6日)し、施設の種類に対応した的確な指標を用いた施設利用計画を策定させることとし、事業採択</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>業費補助金、山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助)</p> <p>補助事業実施地域の近隣地域における補助対象施設と同種又は類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を的確に踏まえた利用見込みを設定することとされていないもの</p> <p>(総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助)</p> <p>以上のこともあって、採択施設の中に利用状況からみて補助効果の発現が不十分なものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の利用見込みを審査する仕組みのない1補助金においては、稼働実績が把握できた6施設中5施設の稼働率は10パーセント以下 ○ 施設の利用見込みを審査する仕組みはあるものの、利用見込みの内容が不十分な8補助金においては、利用見込みに対する利用実績が3年間把握できた244施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間とも利用実績が利用見込みに達していないものが126施設(51.6パーセント) ・ 3年間とも利用実績が利用見込みの50パーセント未満のものが53施設(21.7パーセント) <p>イ 施設の利用に関する指導等 (勧告)</p> <p>関係省は、利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金の効果的かつ効率的な使用の確保を図る観点から、次の措置を講ずることが</p>	<p>についてより厳正な審査を行うようにするとともに、地方農政局等山村振興対策等担当者会議(14年4月23日開催)において、当該指導通知の趣旨を徹底</p> <p>(林業構造改善事業費補助金)</p> <p>整備する施設の種別に対応した的確な指標を用いた利用見込みを設定するとともに、当該利用見込みの設定に当たっては、整備する施設の市町村における観光客等入込数、近隣の同種・類似施設の利用状況等を踏まえるよう林野庁長官通知を改正(平成14年3月29日)し、都道府県知事あて発出</p> <p>(沿岸漁業構造改善事業費補助金)</p> <p>整備する施設の種別に対応した具体的な指標を示して利用見込みを設定するとともに、当該利用見込みの設定に当たっては、整備する施設の市町村における観光客入込数、近隣の同種・類似施設の利用状況等を具体的に数値化するよう水産庁長官通知を改正(平成14年3月28日等)し、都道府県あて発出</p> <p>(産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金)</p> <p>平成14年度採択事業から、補助事業者に対し、補助金交付申請予定調査票に「利用見込みに関する調書」の添付を義務付けるとともに、当該利用見込みの設定に当たっては、施設の種別に対応した的確な指標を用い、近隣類似施設の利用状況等を踏まえたものを設定するよう指示(13年12月18日)</p> <p>(自然公園等整備費補助)</p> <p>要望調書において、的確な利用見込みを設定するよう求める通知を、平成15年度事業に係る要望調書提出依頼等の機会に発出することを予定</p> <p>(過疎地域活性化施設整備事業費補助金)</p> <p>調査途上における指摘を受けて交付要綱を改正(平成13年4月2日)し、補助事業の完了後においても施設の利用状況を定期的に報告させる仕組みを</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>必要</p> <p>補助対象施設の利用状況を定期的に報告する仕組みを整備し、利用状況からみて補助効果の発現が著しく不十分な施設について適切な利用が図られるよう補助事業者等を指導すること。</p> <p>総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金 文部科学省：社会体育施設整備費補助金 農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金等2補助金 経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金等2補助金 環境省：自然公園等整備費補助</p> <p>施設の利用状況を報告する仕組みにおいて、補助対象施設の種類ごとにその利用状況を的確に表す指標を用いて報告させるものとする。</p> <p>農林水産省：山村等振興対策事業費補助金等3補助金</p> <p>(説明)</p> <p>補助金により整備された施設の利用状況を定期的に報告する仕組みが整備されておらず、施設の利用についての指導も行われていないもの (総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、文部科学省：社会体育施設整備費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、林業地域総合整備事業費補助、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助)</p>	<p>整備。今後は、これに基づき補助事業者を適切に指導する予定</p> <p>また、過疎地域活性化施設整備事業を再編した「地域間交流施設整備事業」においても、同趣旨を補助要綱に規定(平成14年4月1日)し、14年度以降の採択事業から適用</p> <p>(社会体育施設整備費補助金)</p> <p>勸告の趣旨を踏まえて交付要綱を改正し、施設の利用状況について、運用開始年度から5年間、定期的に報告させる仕組みを平成14年度補助金から整備</p> <p>(振興山村開発特別事業費補助金)</p> <p>調査途上における指摘を受けて事業実施要綱等を制定(平成13年3月30日)し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、施設の利用状況を報告する仕組みを整備するとともに、全国山村振興対策担当者会議(13年5月18日開催)等において、その趣旨を周知徹底</p> <p>また、事業実施要領を改正(平成14年4月1日)し、適切な利用が図られるよう補助事業者等を指導する仕組みを整備するとともに、全国山村振興対策担当者会議(14年4月15日開催)等において、その趣旨を周知徹底</p> <p>(林業地域総合整備事業費補助)</p> <p>調査途上における指摘を受けて実施要領を改正(平成13年3月30日)し、事業完了後3か年にわたり、施設の利用状況等を報告させる仕組みを整備</p> <p>また、平成14年度森林整備事業の再編に伴い制定した「森林居住環境整備事業実施要領」においても、同趣旨を規定(14年3月29日)</p> <p>(産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金)</p> <p>事業完了年度の翌年度から起算して「施設利用状況等報告書」を提出させることを指示(平成13年12月18日)し、施設の利用状況からみて補助効果の発現が著しく不十分な施設については、補助事業者を指導することを予定</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>利用状況を定期的に報告する仕組みはあるが、施設の利用状況を的確に表す指標（例えば、宿泊施設・簡易宿泊施設における利用室・棟数）を用いて報告する仕組みとなっていないもの （農林水産省：山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金）</p> <p>2 補助事業の事後評価等の推進 （勸告）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係省は、利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金の効果的かつ効率的な使用及び補助事業の実施の透明性を確保する観点から、次の措置を講ずることが必要</p> <p>補助事業の事後評価を実施し、評価結果を補助事業の企画立案に反映させる仕組みを整備すること。また、事後評価の実施に当たっては、補助金により整備された施設の利用状況自体についても評価</p> </div>	<p>（自然公園等整備費補助） 毎年度の利用状況を報告するよう求める課長通知を発出（平成14年5月27日） 利用状況を踏まえた適切な施設の利用についても指導することを予定</p> <p>（山村振興対策事業費補助金） 調査途上における指摘を受けて、地方農政局等山村振興対策等担当者会議（平成13年10月10日開催）において指摘の趣旨等の周知徹底を図ったほか、勸告内容を踏まえ、課長通知を発出（14年3月6日）し、「計画達成状況報告書」において施設の種類ごとに利用状況を的確に示す指標を用いた利用実績を報告させることとし、よりの確な指導による事業の効率的・効果的实施を推進</p> <p>（林業構造改善事業費補助金） 施設の種類ごとに、その利用状況を的確に表す指標を用いて報告するよう林野庁長官通知を改正（平成14年3月28日）し、都道府県知事あて発出</p> <p>（沿岸漁業構造改善事業費補助金） 施設に対応した的確な指標を用いるとともに、施設の利用状況が利用者数、取扱量等の数値で把握できるよう水産庁長官通知を改正（平成14年3月28日等）し、都道府県知事あて発出</p> <p>（過疎地域活性化施設整備事業費補助金） 平成14年度以降に採択する事業を対象に、事業完了後おおむね3年を経過したものについて事後評価を実施し、その結果を公表する旨を都道府県に通知（13年8月4日） 具体の取扱いについては、今後、必要な実態調査の上、取扱要領を定める予定</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>を実施すること。 補助事業の事後評価結果を公表する仕組みを整備すること。</p> <p>総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金 文部科学省：社会体育施設整備費補助金 農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金 環境省：自然公園等整備費補助</p> <p>(説明) 補助事業について目的の達成や効果等に関する評価(事後評価)を実施し、評価結果を補助事業の企画立案に反映させる仕組みが整備されていないもの また、利用見込みに比して実績が低調、利用に供されていない等補助効果の発現が不十分なものがみられることから、事後評価の実施に当たっては、利用状況自体についても評価し、その結果を企画・立案に反映させることが必要な状況 さらに、補助事業の事後評価結果を公表する仕組みが整備されていないもの (総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、文部科学省：社会体育施設整備費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、環境省：自然公園等整備費補助)</p>	<p>(社会体育施設整備費補助金) 勧告の趣旨を踏まえ、平成14年度中を目途に、評価の時期、視点、施設の利用状況等を基にした事業の成果を測るための指標、評価結果の公表方法等を盛り込んだ事後評価の要領を定める予定</p> <p>(振興山村開発特別事業費補助金) 事業実施要領を改正(平成14年4月1日)し、施設の利用状況等を踏まえて事業の成果を評価し、当該結果を補助事業の企画立案に反映する仕組みを整備</p> <p>(自然公園等整備費補助) 事前評価と事後評価の評価項目等についての統一性を確保するため、新規採択時評価の実施手法とともに事後評価の実施手法を検討中 この検討の一環として、過去の事業を対象に、平成14年度中に事後評価を試行する等により、速やかに事後評価の仕組みを整備し、その中で公表の仕組みを位置付ける予定</p>